

2025年1月28日

当社の規約型確定給付企業年金における
「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、当社の規約型確定給付企業年金（以下、当社規約型企業年金）の運用において、2024年8月28日に公表された「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、受け入れることを表明いたします。

本プリンシプルは、政府が推進する「資産運用立国実現プラン」におけるアセットオーナーシップ改革の一環として策定されたものです。本プリンシプルでは、企業年金等のアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案し、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則が定められています。

今後も、当社規約型企業年金の加入者および受給者の最善の利益を追求するために、資産運用態勢のさらなる高度化等に取り組むことで、アセットオーナーとしての責任を果たしてまいります。

以 上

【ご照会先】
広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1



原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当社規約型企業年金は、確定給付企業年金法等に基づき、「加入者および受給者に対する年金給付、脱退一時金その他の一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実に行なうため、許容できるリスクのもとで長期的に見て可能な限りの総合収益をあげること」を目的とし、当該目的を達成するため、職務権限規程に規定する決裁権限に従って運用方針を定めるとともに、本制度が長期にわたり維持すべき資産の構成割合（政策的資産構成割合）の期待収益率を運用目標として定めています。また、運用目標および運用方針等については、経済・金融環境等の変化に応じて適宜見直しを行なっています。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当社規約型企業年金は、運用目標の達成に向けて、専門的知見・経験を持つ者を構成員とする企業年金運営協議会を設置しています。また、知見の補充・充実のため、運用委託先等の外部機関から報告・分析等を受けています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当社規約型企業年金は、直接に株式等を保有せずに運用機関に資産運用を委託しています。加入者・受給者の利益の観点から、運用受託機関を定期的にモニタリングし、運用実績が著しく不良の場合や委託することが不適当と認められる場合等には必要に応じて見直しを行ないます。また、リスク管理の基本として、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産クラスに分散投資することとしています。なお、従来から委託している金融機関であることや、グループ金融機関との取引関係があるということだけで運用委託先を判断していません。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行ない、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当社規約型企業年金は、情報提供すべきステークホルダーを加入者とし、加入者に対して、年金資産の運用概況や財政状況、運用方針等について詳細な情報提供、開示を行なっています。情報提供にあたっては、できる限り平易な表現を用いることとし、制度の概要や専門用語を解説した資料を提供するなど、加入者の理解に資する、分かりやすい内容となるよう工夫に努めています。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当社規約型企業年金は、運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行なった活動（議決権行使を含む）の実績について確認しています。また、企業年金連合会の企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ります。